

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第45号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ならびに第9条」を「、第9条、第10条、第11条第3号、第16条ならびに第19条」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 一般財団法人救急振興財団

第4条中「ものをいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第6条中「除く」の次に「。第12条において同じ」を加える。

本則に次の6条を加える。

（特定法人）

第7条 条例第10条の規則で定めるものは、株式会社ONE・AQITAとする。

（退職派遣の対象とならない職員の特例）

第8条 条例第11条第3号の規則で定める職員は、第3条に規定する職員とする。

（採用された職員に対する級別資格基準表の適用方法等の特例）

第9条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により採用された職員（企業職員である職員および単純労務職員である職員を除

く。以下第11条までにおいて同じ。)であって、かつて初任給規則第6条第2項第1号から第3号までのいずれかの規定に該当したものに対する初任給規則第5条に規定する級別資格基準表(以下この条において「級別資格基準表」という。)の適用については、級別資格基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分とするものとする。

2 法第10条第1項の規定により採用された職員に対して初任給規則第11条第1項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経過年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経過年数とすることができる。

(採用された職員に対する号俸の決定の特例)

第10条 法第10条第1項の規定により採用された職員の号俸は、同項の規定による退職派遣に係る退職がなく、特定法人の業務に従事していた期間に相当する期間を引き続き職員として在職したものとみなして、当該退職時の職務の級および号俸を基礎とし、かつ、部内の他の職員との権衡およびその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該採用の日に受けることとなる号俸を超えない範囲内で決定することができる。

(初任給規則の規定の適用に関する読替え)

第11条 法第10条第1項の規定により採用された職員については、初任給規則第10条第1号中「第17条」とあるのは「秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年秋田市規則第3号)第10条」と、初任給規則第26条第1項第2号中「第17条」とあるのは「秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則第10条」として、これらの規定を適用する。

(報告)

第12条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において法第10条第2項に規定する退職派遣者の派遣先特定法人、特定法人において従事すべき期間、特定法人における処遇の状況等および当該年度内に同条第1項の規定により採用された職員の採用後の処遇の

状況等を市長に報告するものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月31日から施行する。ただし、第2条第1項に1号を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則第7条から第12条までの規定は、この規則の施行の日以後に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。